



村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311

小石原庁舎 74-2311

企画振興課

◆平成 25 年国民生活基礎調査のご理解ご協力について

この調査は、厚生労働省が毎年実施している極めて重要な統計調査で、国民の保健、医療、福祉、年金、所得等の状況を世帯面から総合的に把握し、今後の厚生労働行政の企画及び立案のための基礎資料を得る極めて重要な調査でございます。

つきましては、調査日は、6月6日(木)と7月11日(木)ですが、5月中旬から7月にかけて、県知事発行の「調査員証」を持った調査員が世帯を訪問します。

なお、調査員は、この期間中、県知事に任命された地方公務員として調査活動にあたっており、調査内容を他に漏らすことは厳しく禁じられております。

どうか調査の重要性をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

※「国民生活基礎調査」は国勢調査区の中から無作為に抽出された調査区(本村は1調査区)が対象となります。

■問合せ先 : 〒838 - 0068

朝倉市甘木 2014 - 1 (朝倉総合庁舎内)

北筑後保健福祉環境事務所 総務課 企画指導係

電話 : 22 - 4185 FAX : 24 - 9260

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 企画振興課 (電話 : 74 - 2311) まで

企画振興課

「日本で最も美しい村」連合からのお知らせ

昨年、10月に全国で49番目の「日本で最も美しい村」連合の一員となり村内の各施設にポスターの掲示を行っています。

「日本で最も美しい村」連合は農山村の景観・文化を守る活動をしています。小さくても輝くオンリーワンを持つ農山村が誇りを持って自立し、将来にわたって美しい地域であり続ける手伝いをする団体です。

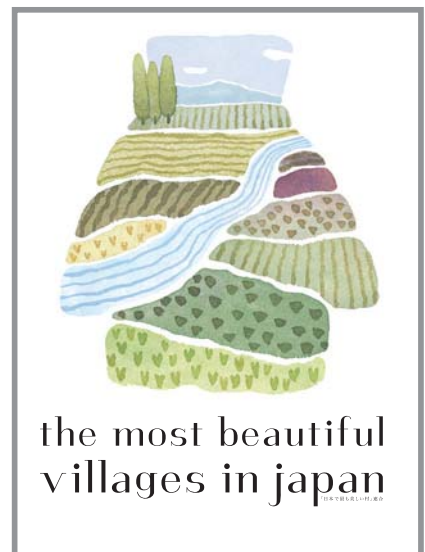
つきましては、この連合のバッジと名刺の台紙(100枚束)の予約販売を行いますので、ご希望の方は下記までご連絡下さい。

■バッジ 1個 500円(14mm×19mm)

■名刺(100枚束)台紙 1,000円



◀ 名刺のデザイン



▲ バッジのデザイン

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 企画振興課 (電話 : 74 - 2311) まで

企画振興課**「宝珠山ほたるを育てる会」より「ほたる祭り」についてお知らせ**

「宝珠山ほたるを育てる会」より「ほたる祭り」の報告がありましたのでお知らせします。

毎年6月の第一土曜日に「ほたる祭り」を開催していますが、今年は昨年7月の九州北部豪雨の影響で宝珠山川の護岸が崩壊し、ほたるの幼虫やエサとなる川ニナ（ゴヒナ）が流されてしまいました。

川が荒れている状況では今年のほたる発生は少ないだろうと思われ、一時は祭りの中止を考えましたが、このような状況の時こそ、ほたるの乱舞の復活をめざして今まで以上に頑張っ、保護と飼育活動に取り組まなければならないと考えました。

今年も6月1日（土）に例年より小規模になりますが、『ほたるの光の復活をめざして』を目標にし「ほたる祭り」を開催します。村民の皆様の参加、応援をよろしく願います。

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 企画振興課（電話：74 - 2311）まで

農業委員会**◆標準農作業賃金について**

標準農作業賃金とは、農作業の受委託や機械を利用する際の料金の目安となるもので、福岡県農業会議朝倉支部で、春季（4月）と秋季（8月）の年2回改定しています。

この賃金はあくまで目安ですので、現地等の諸条件により増減が考えられる場合は、双方の話し合いの上決定してください。

平成25年度 春季標準農作業賃金表

平成25年4月19日改定（単位：円）

項目	区分	朝倉市・朝倉郡	備考
機 械	10アール	フレコン	13,700
		コンバイン	14,000
麦刈作業			
麦 乾 燥		500	コンバイン1袋
耕 起	10アール	春田すき	5,700
		荒田すき	8,000
土地改良散布作業	10アール	1,600	
代 か き	10アール	5,700	
水稻育苗		600	
機械田植え	10アール	7,500	苗別
請負田植え	10アール	19,500	苗込（20箱）
果樹作業 （摘樹）	1日当たり	5,700～6,100	賄い別
一般作業	1日当たり	5,700～6,100	賄い別

お問い合わせは

東峰村役場宝珠山庁舎 農業委員会（電話：72 - 2313）まで

教育委員会

◆平成 25 年度 心と体の発達教育相談のお知らせ

お子様の成長や発達に関する悩み事、心配事について、就学前のお子様と保護者の方を対象とした教育相談を実施します。この相談は、お子様の現在の状態を正しく理解し、その成長を願って行うもので、専門家の先生方から個別にアドバイスを受けることができます。多くの方がこの機会を御利用くださいますように御案内申し上げます。

福岡県教育委員会

■日時・場所

〔第 1 回〕平成 25 年 7 月 26 日（金）13:00～16:30

福岡県北筑後保健福祉環境事務所 2F 精神保健福祉相談室
朝倉市甘木 2 0 1 4 - 1

〔第 2 回〕平成 25 年 8 月 3 日（土）13:00～16:30

小郡市総合保険福祉センター「あすてらす」 1F 検診室
小郡市二森 1 1 6 7 - 1

※相談時間については、申込後決定し、御連絡いたします。

■相談内容

- ・お子様の発達、発育に関すること
- ・日常の家庭生活や幼稚園・保育所等で困っていること
- ・就学に向けて不安なこと（市町村就学相談とは異なります。）
- ・その他

■相談員：臨床心理士、教育関係者など

■相談費用：無料（保護者の負担は一切ありません。）

■申込先：各市町村教育委員会 学校教育担当課

■申込方法：申込書に記入の上、市町村教育委員会に提出してください。
（申込書は教育委員会にあります。）

■申込締切日：平成 25 年 6 月 21 日（金）

■問合せ先：福岡県教育庁北筑後教育事務所
電話：0942 - 32 - 3089（特別支援教育 担当 行徳^{ぎょうとく}）

お問い合わせは

東峰村教育委員会 学校教育担当（電話：72 - 2301）まで

住民福祉課

◆PCBを含む機器が残っていませんか？

工場、店舗などにある古い電気機器（昭和 47 年ごろまでに製造されたトランス、コンデンサ、業務用蛍光灯の安定器など）には、環境と人体に極めて有害な高濃度 PCB が含まれている可能性があります。事業者の皆様、念のため確認してください。

所有する機器に PCB が含まれていることが判った場合は、速やかに、県保健福祉環境事務所に連絡してください。県内の高濃度 PCB 廃棄物の処理期限は平成 27 年 3 月です。

■問い合わせ：福岡県北筑後保健福祉環境事務所 電話：0942 - 30 - 1058

県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c03/pcbnokakunin.html>）

お問い合わせは

東峰村役場 住民福祉課（電話：74 - 2311）まで

第3回教育推進協議会を平成25年2月28日に東峰学園で行いましたので、その内容についてお知らせします。

東峰学園と保育所（園）からそれぞれ、状況報告がありました。

◆東峰学園報告

・児童生徒、保護者アンケート結果は、2学期に比べ、生活力、学力とも良い結果であった。教師から見て、学力面は、さらに力をつける必要があるが、自尊心の面は高まってきている。指導方法においては、中学部での反復的な学習で、全国学力テストに良い結果が表れているので、小学部でも反復した定着指導を取り入れたい。小学部と中学部との教師の兼務辞令は、中学部の教師が小学3年生から6年生までの図工や音楽の授業にはいることで、小学部の教師に時間的に余裕ができています。行事面では、今年度から持久走大会を保育所（園）と小学部・中学部一緒に行って地域の方や保護者にも好評だった。また4年生の1/2成人式と8年生の立志式は、節目をつくる意味で効果があった。保・小中合同の行事を組み入れる事は、円滑な連携交流として必要である。

◆保育所（園）報告

・最近、保育所（園）側と保護者の関係は、子育てに対する意識の差が出てきている。幼児の気になる子は、保育所独自の対応で良いのか、外部を交えて対応して行くのかが課題である。また保・小中連携行事（子ども文化祭・持久走大会等）は、楽しみで刺激になっている。幼児から小学3年生までを対象にした、「夜9時までに寝よう」、「食事時はテレビを消そう」の取り組みや園児の足指体操・「あいうべ体操」（口と舌の運動）の取り組みは、幼児のジャンプ力や風邪予防対策にも効果がでてきている。

◎福岡教育大学 小泉教授からの助言

◆推進として

・村の保小中一貫教育は、保育所・東峰学園が一元化して取り組めば良さが出せるのではないかと。校内研修のあり方では、今後小学部・中学部が共同して指導案を作れば、更に交流促進が図られるのではないかと。専門的に行っていく中学校の先生の授業と、きめ細かに指導をしていく小学校の先生の授業は、連携をする事で指導面の改善ができるのではないかと。

◆課題として

・一貫校の中で子どもの発育段階に差があるが、教育区分の前期1～4年・中期5～7年・後期8、9年の考え方を定着させるか検討すべきである。幼児の気になる子は、ケース会議（全体・グループ・個別）等で早めに対応し、サポートしていくべきである。



◎委員からの意見

- 5歳までの子どもに、親がどの様に関わりを持てば良いのか、地域から何かできないかを感じている。
- みんなで問題点や課題を出し合い、どの様に推進協議会として関われるか検討してはどうか。
- 都会と違い村に塾が少ない中で、体力面だけでなく、学力面にも指導工夫してほしい。
- 学校で行なっている整理整頓、あとしまつについては、家庭でも行う事は良いと思う。
- 民生委員として、学校と関われる情報提供や交流の場を設けてほしい。
- 学園生活の9年間の長い期間で、児童生徒にストレスが出ないようにすべきである。

◆本会は、よりよい学園づくりや、村全体で子どもを育てる教育推進の場としていきますので、ご意見をよろしくお願いいたします。

東峰村教育委員会

お問い合わせは

東峰村教育委員会 学校教育担当（電話：72-2301）まで

浄化槽は、微生物の働きで、汚水を処理する施設であり、私たちに快適な生活をもたらしてくれます。そのため浄化槽を、正しく使わないと河川や海などを汚す原因となり、悪臭の原因ともなります。

1 浄化槽は正しく使用しましょう！

- ① ブロワの電源は、切らないでください。
- ② 天ぷら油や野菜くずなどは流さないでください。
- ③ 保守点検・清掃は定期的に行いましょう。



2 法定検査を受けましょう！

浄化槽を新しく設置した場合は、使用開始の直前に第1回目の保守点検を受け、使用開始から3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に、本来の性能を有しているかどうかを確認するための法定検査の受検が義務付けられています。

また、すべての浄化槽には、定期的な保守点検や清掃に加え、浄化槽の保守点検や清掃などが適正に行われているかどうかを確認するための第三者機関（県知事の指定検査機関）による法定検査受検が年1回義務付けられています。

（法定検査には、7条検査と11条検査があり、いずれも指定検査機関が行います。）

3 汲み取り式トイレ又は、「し尿」のみしか処理できない浄化槽をご使用のご家庭は、台所や洗濯、風呂などから出る「生活雑排水」及び「し尿」を併せて処理できる環境にやさしい合併浄化槽へ転換しましょう！

4 出前講座を実施しています！

浄化槽協会では、浄化槽のことや法定検査制度などについて理解を深めていただくため、出前講座を実施しています。希望がありましたら協会へお問い合わせください。

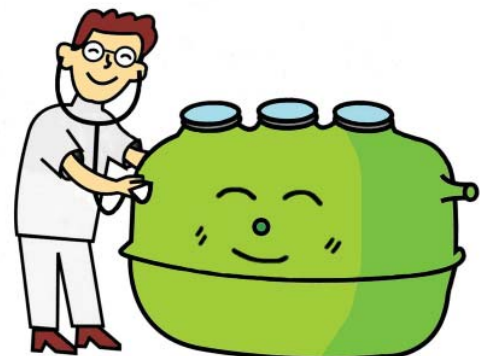
5 下水道へ接続した場合などは「廃止届」を提出してください！

下水道への接続や家屋の撤去により浄化槽の使用をやめた場合は、「廃止届」の提出が必要です。必ず、管轄の保健福祉環境事務所へ提出下さい。

6 浄化槽に関する問い合わせ先

福岡県北筑後保健福祉環境事務所 環境課
電話：0942 - 30 - 1052

一般財団法人 福岡県浄化槽協会
筑後検査センター
電話：0942 - 46 - 1900



お問い合わせは

東峰村役場 住民福祉課（電話：74 - 2311）まで

総務課

◆夏季における執務室での軽装（クールビズ）について

政府全体として昨年同様、本年も5月より10月までクールビズの拡充取組みを行うことになりました。本村においても、同様にクールビズを実施いたします。期間は5月連休後7日より10月末日とします。この期間中、事務室及び主催会議等において対応しますので、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課（電話：72 - 2311）まで

◆東峰村子育て支援センターからのお知らせ

◆目的

地域の子育ての中核として、保育所児童だけでなく、在宅で子育て奮闘中の皆さんの育児不安や、子育てに関する相談指導・子育てサークルなどの支援を行なっています。

- ・子育てに悩むお母さん、お父さん
- ・育児や躾のこと、遊びや友達のこと、健康のこと・・・。

いろいろなことに、ひとりで悩んでいませんか？
「子育て支援センター」は、そんなお母さん、お父さんを応援する力強い味方です。
かけがえのない「生命」との出遇いに感謝し、「遇えてよかったね!!」を合い言葉に楽しく子育てをいたしましょう。



平成 25 年度は乳幼児検診での育児相談を受けます。また、乳幼児学級では 8 月に講師派遣を行い、楽しく遊びます。電話でのご相談も随時受け付けておりますのでお気軽にお電話ください。

※個人情報 は 固く守られます。

お問い合わせは

東峰村子育て支援センター（小石原保育園内） 代表 野上玲子（電話：74 - 2356）まで

◆ふるさと宝珠山の会 ご入会のおさそい

東峰村ふるさと便運営委員会では、平成 25 年度「ふるさと宝珠山の会」の会員募集を行っています。

私共は、体に安全・安心を心掛け、また季節の旬を感じていただきたいという思いを込めて、東峰村産の農林産物を発送させていただきます。

【会 費】 12,000 円

※お試しとして、1 回 4,000 円からのご注文も承ります。

【有効期限】 4 月 1 日～3 月 31 日

【発送回数】 年 3 回

第 1 回 6 月下旬、第 2 回 9 月下旬、第 3 回 12 月下旬

※発送品準備の都合上、第 1 回目の締切を 5 月 31 日（金）までとさせていただきます。

東峰村出身の方や、ご親戚の方には是非ご入会のお誘いをお願い致します。



お問い合わせは

東峰村ふるさと便運営委員会事務局 東峰村商工会
電話：0946 - 74 - 2121 FAX：0946 - 74 - 2284